

学校法人兵庫医科大学共同研究規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人兵庫医科大学（以下「本法人」という。）において、企業、国、地方公共団体又はその他の機関（以下「外部研究機関」という。）と共同して実施する研究（以下「共同研究」という。）に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における共同研究とは、特定の研究課題について外部研究機関と共同で実施する研究をいい、本法人の研究又は教育上有意義であるものでなければならない。

(申請手続)

第3条 共同研究の実施を予定する者は、本法人において研究を担当する代表者（以下「研究代表者」という。）を定めなければならない。

② 共同研究の実施を予定する本法人の研究代表者は、原則として研究開始日の1ヶ月前までに別紙第1号様式及び第2号様式により、兵庫医科大学長（以下「学長」という。）に申請しなければならない。なお、共同研究の計画書は、別紙第2号様式又は同様式で求める内容を満たす任意の様式によるものとする。

③ 共同研究において外部研究機関が本法人の施設、設備等を使用する必要があるときは、研究代表者はあらかじめ学長の承認を得るものとする。

(共同研究の実施の可否)

第4条 学長は、前条に定める申請のあった共同研究について、研究代表者の所属する学部の長又は兵庫医科大学病院長との協議を経て、実施の可否を判断する。

(契約の締結権者)

第5条 前条により実施可と判断された研究の外部研究機関との共同研究契約の締結は、学長が行うものとする。

② 学長は、契約条件等を勘案のうえ、速やかに前項の契約を締結するものとする。

(研究経費の受入れ)

第6条 外部研究機関は、共同研究契約書に定める研究経費を所定の期日までに本法人指定の方法により納入しなければならない。

② 原則として納入された研究経費は返還しない。

(研究経費の取扱)

第7条 外部研究機関は、必要に応じ、本法人の施設における共同研究の遂行に必要な機器備品費、謝金、旅費、研究支援者等の人件費、消耗品費その他の直接的な経費（以下「直接経費」という。）及び共同研究の遂行に関連して直接経費以外に必要となる一般管理費（以下「間接経費」という。）の全部又は一部を負担するものとする。

- ② 前項に定める間接経費は、直接経費の 15 パーセントとする。
- ③ 研究経費により本法人で取得した設備、備品等は、本法人に帰属する。

(研究の変更又は中止)

第 8 条 研究代表者は共同研究の内容を変更又は中止する必要がある場合は、直ちに 学長に申出なければならない。

- ② 学長は、前項の申出を受けて、共同研究の遂行上やむを得ないと認められるときは、外部研究機関と協議の上、これを変更又は中止することができる。
- ③ 前項にかかわらず、学長は、共同研究の実施において関係法令又は第 5 条に定める契約に対する違反が判明したときは、研究代表者に中止を命じることができる。
- ④ 前二項により共同研究を中止した場合で、外部研究機関が負担した既納の研究経費の額に不要が生じたときは、不要となった額の範囲内で、本法人はその全部又は一部を外部研究機関に返還することができる。ただし、第 1 項による中止の申出が外部研究機関からの申出による場合、又は前項による中止が外部機関の責に帰すべき事由による場合には、当該経費は原則として返還しない。
- ⑤ 共同研究の実施中に多額の費用を要することにより、研究経費に不足が生じたときは、外部研究機関と協議のうえ処理する。

(知的財産権の取扱い)

第 9 条 共同研究の結果、生じた特許権、実用新案権及び意匠権その他これらに準ずる権利並びにこれらを受ける権利の帰属等については、学校法人兵庫医科大学発明規程及び第 5 条に規定する共同研究契約書の定めるところによる。

(研究成果の報告)

第 10 条 研究代表者は、研究期間が終了したときは、遅滞なく研究成果報告書を学長に報告しなければならない。なお、学長は必要により、研究代表者に共同研究の実施 状況の報告を求めることができる。

(研究成果の公表)

第 11 条 研究代表者は、原則として共同研究の成果を公表するものとする。ただし、公表の時期・方法等は、外部研究機関と協議して定めるものとする。

(適用除外)

第 12 条 外部研究機関との共同研究のうち、次の各号のいずれかに該当するときは、この規程の一部を適用しないことができる。

- 1 国、政府関係機関又は地方公共団体等との共同研究
- 2 その他特別な事情があると学長が認めた共同研究

(事務担当)

第 13 条 この規程に関する事務は、大学事務部において行う。

(規程の改廃)

第 14 条 この規程の改廃は、学長が発議し、大学運営会議の意見を聴き、常務会が行う。

(補則)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、共同研究の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- ① この規程は、平成 24 年 5 月 15 日から施行する。
- ② 兵庫医科大学共同研究規程（平成 16 年 1 月 26 日施行）は廃止する。

附 則

この改正は平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 30 年 3 月 30 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。（事務局組織の一部改組）

附 則

この改正は、2020 年 11 月 1 日から施行する。（第 1 号様式及び第 2 号様式の改訂）

附 則

この改正は、2021 年 3 月 1 日から施行する。（第 1 号様式の改訂）

附 則

- 1 この改正は、2022 年 4 月 1 日から施行する。（大学統合にかかる改訂）
- 2 第 5 条に定める共同研究契約は、施行日以降においては兵庫医療大学長の承認を兵庫医科大学長の承認に読替えることとする。

附 則

この改正は、2024 年 4 月 1 日から施行する。（第 1 号、第 2 号様式の改訂）

附 則

この改正は、2025 年 2 月 1 日から施行する。

(第1号様式)

共 同 研 究 申 請 書

年 月 日

兵庫医科大学 学長 殿

本学研究代表者
部署
職名
氏名

学校法人兵庫医科大学共同研究規程に基づき、下記のとおり共同研究の実施を申請します。

記

☐ 研 究 題 目		
☐ 研 究 目 的		
☐ 研 究 内 容 (期待される成果を含む)		
☐ 研 究 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	
☐ 研 究 に 要 す る 経 費 (外部研究機関が負担する経費)	直接経費	円
	間接経費	円
	合 計	円
☐ 外 部 研 究 機 関 共 同 研 究 代 表 者 (所属機関・部署・職名・氏名)		
☐ 各 委 員 会 へ の 申 請 状 況 (倫理審査委員会等)	※委員会の審査結果通知書を添付する	
☐ そ の 他		

以上

(第2号様式)

共同研究計画書

年 月 日

兵庫医科大学長 殿

本学研究代表者

部署

職名

氏名

学校法人兵庫医科大学共同研究規程に基づき、共同研究を実施したいので次のとおり 標記計画書を提出します。

1 共同研究の題目

2 研究経費（本学受入額）

円（税込・税抜）

※税込・税抜について該当する方の記載を残してください。

3 共同研究予定期間

年 月 日 から 年 月 日

4 研究組織・研究分担

本学研究代表者：

所属	部署	職名	氏名	分担する研究項目
兵庫医科大学				
連絡先 tel：		e-mail：		

本学研究者：

所属	部署	職名	氏名	分担する研究項目
兵庫医科大学				

相手先機関研究者：

所属	部署	職名	氏名	分担する研究項目

※各機関の代表に○（共同研究機関全体の代表には◎）を付してください。

※適宜、行を増やしてください。

5 共同研究の目的・意義

--

6 共同研究の内容（研究計画・方法）

--

7 本研究の必要性（本研究の特色、関連する国内外の研究状況等）

--

8 共同研究に提供される施設、設備・物品

本学提供：

提供施設 (研究実施場所)	提供設備・提供物品		
	名称	規格	数量

相手先機関提供：

提供施設 (研究実施場所)	提供設備・提供物品		
	名称	規格	数量

※適宜、行を増やしてください。

9 倫理面への配慮、各種委員会（倫理審査委員会 等）への申請状況

本研究実施に当たり遵守すべき法律・指針等：

法律・指針	該当・非該当
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針	
臨床研究法（特定臨床研究）	
動物の愛護及び管理に関する法律	
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	

その他（	）	
------	---	--

※「該当」を選択された場合は、以下の記入欄に申請状況等を記入してください。

各種委員会への申請状況：

委員会名			
承認日	年 月 日	承認(申請)番号	
課題名			
備考			

委員会名			
承認日	年 月 日	承認(申請)番号	
課題名			
備考			

※委員会に申請中、もしくは申請準備中の場合は、備考欄にその旨を記載してください。
また、「承認(申請)番号」及び「承認日」の記入は不要です。

以 上